

① 件名
障害を理由とする差別の解消に関する石巻市職員等の対応要領の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、行政機関等に対し、不当な差別的取扱いの禁止及び社会的障壁の除去の実施について、その負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を義務付けている。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）においても同様の規定がなされ、事業主の義務となっている。</p> <p>さらに、障害者差別解消法の規定により、国の基本方針に即して地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な職員対応要領を定めるよう努めることとされた。</p> <p>【目的】 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮義務の規定による職員対応について、障害者差別解消法の規定に基づき職員対応要領を定めることにより、より適切な職員対応を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成23年 8月 障害者基本法の改正（障害者権利条約の考え方を踏まえ、「差別の禁止」を基本原則として規定）</p> <p>平成27年 2月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（閣議決定）</p> <p>平成28年 4月 障害者差別解消法施行、障害者雇用促進法の一部改正の施行</p> <p>平成28年 5月 障害者計画策定等検討部会（4回開催） ～平成28年12月</p> <p>平成28年 5月 石巻市障害福祉推進委員会（4回開催） ～平成29年 1月</p>

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>【概要】</p> <p>(1) 不当な差別的取扱いの禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を規定 障害を理由として障害者でない者と異なる不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 ・ 禁止事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 財やサービス、各種機会、情報の提供をしないこと。情報の提供場所、提供時間等を制限すること。 イ 障害者でないものに付さない条件を付けること。 ウ 付き添い者の同行を求め若しくは拒んだりすること。 エ 障害者の面前で、介護者や付添い者のみに話しかけたり、介護者や付添い者のみから話を聴いたりすること。 オ 対応の順番を後回しにすること。 カ 上記のほか、不当な差別的取扱いをすること。 <p>(2) 合理的配慮の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことを規定 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。 ・ 配慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 物理的環境への配慮 イ 意思疎通のための配慮 ウ ルール、慣行の柔軟な変更 エ 上記のほか、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮 <p>(3) 相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の所管課、障害福祉課、人事課が行うべき対応を規定 ・ 相談事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 障害者差別解消法関連の相談 イ 障害者雇用促進法関連の相談
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置）</p>
<p>【影響・効果】 障害を理由とする差別の解消の推進に向け、職員がより適切に対応することが可能になる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>【制定済み】 仙台市、蔵王町、川崎町、利府町、大和町（平成28年10月1日現在）</p> <p>【制定予定】 宮城県内においては、平成28年度中に20自治体、平成29年度以降に4自治体が制定予定</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成29年 3月 職員向け研修会開催、障害を理由とする差別の解消に関する石巻市職員等の対応要領の制定（平成29年4月1日施行）</p> <p>4月 庁内説明会開催、職員対応要領の公表</p>
<p>⑨ その他</p>